

ザ・パレスサイドホテル

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約を定めたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名及び連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明するときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 30日を超える宿泊の申し込みの場合は、長期滞在利用に関する承諾書を確認の上署名がなされた時点で契約成立といたします。
- 4 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 5 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第2条第8号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。宿泊しようとする者が、他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められたとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業法施行条例第5条（第1-4）の規定する場合に該当するとき。

【宿泊客の契約解除権】

- 第5条 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客によって解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

- 第6条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 京都府旅館業法施行条例第5条（第1-4）の規定する場合に該当するとき。

- (8) 客室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピー。（厚生労働省 2005年4月1日施行）
 - (3) 出発日及び出発予定時刻。
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第11条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第 8 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 13 時まででは、室料金の 30%。
 - (2) 15 時まででは、室料金の 50%。
 - (3) 15 時以降は、室料金全額。

【利用規則の遵守】

- 第 9 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

- 第 10 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 - イ 門限……………なし
 - ロ フロントサービス……………24 時間
 - (2) レストラン 07:00-22:00
 - (3) 附帯サービス施設時間：
 - 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

- 第 11 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに変わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

- 第 12 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に故意又は過失により損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災などに対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- 第 13 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表第 2 の違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物の取扱い】

- 第 14 条 貴重品については種類及び価格を明告の上、フロントにお預けください。宿泊客が明告の上、フロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力による場合を除き、当ホテルはその損害を賠償いたします。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品についてはフロントにお預けにならなかったものについて当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害に対し 5 万円を限度として賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告がなかったものについては、その責を負いません。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品その他所有物が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め 30 日間保管し、ホテルの判断により破棄もしくは最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条の第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準ずるものとします。
- 4 宿泊料不払いによる解約となり 1 ヶ月以上連絡のつかない長期宿泊客の持込物、帰宅品については、当ホテルは保管の義務を免れ、ホテルの判断にて宿泊者の費用にて宿泊者方に返送、警察への遺失物届け、破棄をいたします。

【駐車場の責任】

- 第 16 条 当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託を受けたものであっても、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

- 第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った場合、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳
(第 2 条第 1 項及び第 11 条第 1 項関係)

	内 訳	
	宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金
	追加料金	その他の利用料金
	税金	消費税

備考：基本宿泊料は料金表に基づきます。

別表第 2 違約金
(第 5 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日

契約申込部屋数	不泊	当日	前日	30日前 から 前々日
予約室数 5 室まで	100%	100%	50%	
予約室数 6 室以上	100%	100%	50%	30%

- (注) 1. %は1室あたり基本宿泊料1泊目に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、宿泊日数に基づいた料金を違約金として収受します。